

関係府省提出資料

重点	ヒアリング事項	府省	ページ
19	建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とする見直し及び公営住宅建替事業における「近接する土地」の明確化	国土交通省	1
7	マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し	デジタル庁 総務省 厚生労働省 国土交通省	5
22	前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し	文部科学省	14
10	租税特別措置に関する市町村事務の見直し	国土交通省 法務省	25
35	都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること	国土交通省	41
2	各種経由事務の廃止	国土交通省	46
24	特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し	文部科学省	55

建替えを伴わない団地集約の場合においても 入居者へ明渡請求を可能とすることについて

1

国土交通省 住宅局
住宅総合整備課
令和7年9月

重点19：建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とする見直し及び公営住宅建替事業における「近接する土地」の明確化（国土交通省）

借地借家法と公営住宅法の関係について

◆借地借家法の正当事由について

- 賃貸借契約は、原則として、契約当事者の一方からの解約の申し出により、解約することが可能（民法第617条）。
- 一方で、建物を目的とする賃貸借契約については、賃借人を保護する観点から、民法の特別法として借地借家法の適用があり、賃借人が契約更新を拒否したり、中途解約を申し入れる場合には、いわゆる「正当事由」が必要とされている（借地借家法第28条）。
- 一般的に、賃借人において建物の使用を必要とする事情その他の要素を総合的に考慮して判断することとなっている。

正当事由の考慮要素

- (1) 賃借人及び賃借人の建物の使用を必要とする事情
- (2) 建物の賃貸借に関する従前の経過（当事者間の信頼関係の存否、設定依頼の期間の長短等）
- (3) 建物の利用状況と現況（老朽化の状況、建替の必要性等）
- (4) 財産上の給付の有無

借地借家法（平成3年法律第90号）

（建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件）

第28条 建物の賃借人による第26条第1項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃借人及び賃借人（転借人を含む。以下この条において同じ。）が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃借人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければ、することができない。

◆借地借家法と公営住宅法の関係について

- 公営住宅法における使用関係については、公営住宅法に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借地借家法が適用される。
- したがって、建物の老朽化等の事情や移転料・代替住戸の確保等の対応によって、正当事由と認められることとなれば、公営住宅法の明渡請求によらず、借地借家法に基づき、使用関係を終了させることも可能。（任意建替も同様の手法）
- なお、法定建替事業は、公共性が高く、その画一的かつ迅速な事業の実施が求められるため、借地借家法の特別法として明渡請求が認められているものである。

◆関連する裁判例（抄）

①原則として一般法である民法及び借地借家法が適用されることが示された例 （最高裁・昭和59年12月13日判決）

公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。

②任意建替の場合に明渡請求を認めた例 （東京地裁・昭和59年6月27日判決）

公営住宅建替事業に関する規定を設けたのは、公営法所定の要件を満たさない建替事業を一切許さないものであり、また建替事業に伴う明渡は同法所定の手続によらない限り一切許されない趣旨である、とまで解しなければならぬ根拠は見出し難い。また、明渡を拒否する入居者がある場合でも、単に建替事業の施行に伴う公営住宅除去の必要だけでなく、公営住宅管理者と入居者との事情その他諸般の事情を考慮して明渡請求が許される場合があると解するのが相当である。

③建物の朽廃が差し迫っている場合に正当事由を認めた例 （東京地裁・昭和36年7月8日判決）

本件家屋は建物の耐用年数に達し、腐朽、破損甚だしく、早晚朽廃を免れない状態にあることが明らかであり、賃借人が本件家屋を撤去しその跡に商店街に適した家屋を新築するという計画はもっともである一方、賃借人は、本来建物の朽廃とともに賃借権を喪失する運命を担っているものであり、賃借人の申し出を忍受すべき立場にある。したがって、賃借人の解約の申入れは、正当事由に該当する。

公営住宅建替事業における公共性について

- 法定建替事業は、既存の公営住宅の除去及び新たな公営住宅の整備を行う、公共性が高く、画一的かつ迅速な実施が求められる事業。
- 現行認められている法定建替事業の公共性は、法定建替事業の目的（法第35条）から、
①公営住宅の整備の促進（**量的維持・拡大**）、②公営住宅の居住環境の整備（**質的改善**）にあると考えられる。
- 戸数の純減となる団地集約については、上記①の観点で現行の法定建替事業以下の水準となり、②の質的改善も図られないことから、それを法定事業として認めるだけの公共性は、現行の公営住宅法上から見出すのは困難。
- ※行政効率の必要性などの公共性については、低額所得者等に対して低廉な家賃で住宅を提供することを目的とする公営住宅法の中で評価することは困難。

法定建替事業における公共性

● 明渡請求権が許容される公共性の水準

3

原則(法第36条3号)

管理戸数の住戸確保
(**要素①**を充足)

入居戸数の住戸確保で足りる場合 (第36条3号但書)

都市施設など
公営住宅の居住環境を改善
(**要素②**)

入居戸数の住戸確保
(**要素①**の一部を充足)

団地の集約

建替を伴わないため、
要素②の観点からは、
改善しない

入居戸数の住戸確保

<再掲> 公営住宅建替事業の概要

○公営住宅建替事業は公共性が高く、明渡請求とともに入居者保護に関する措置も規定されている。

概要等

<概要>

既存の公営住宅の除却及び新たな公営住宅の整備を行う事業※

※除却した公営住宅の敷地やその隣接地のほか、複数の公営住宅の機能を集約するため、近接する土地に新たな公営住宅を整備するもの

<施行等に係る要件>

- ①市街地・一団地要件：除却する公営住宅が、市街地等の区域の一団の土地に集団的に存していること（0.1ha以上）
- ②経過年数要件：除却する公営住宅が、耐用年限の1/2を経過又は相当程度機能低下していること
- ③戸数倍率要件：新たに整備する公営住宅の戸数が除却する公営住宅の戸数以上であること
- ④耐火性能要件：新たに整備する公営住宅が耐火性能を有する構造であること

<建替計画>

公営住宅建替事業に関する計画を作成し、当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅等の用途の廃止について国土交通大臣の承認が必要。また、承認を得たときには、入居者に対して通知が必要。

明渡請求

<概要>

事業主体は、公営住宅建替事業の施行に伴い、公営住宅の除却の必要があると認めるときは、入居者に対して明渡請求が可能。

<趣旨>

公営住宅建替事業は事業の公共性が高く、画一的かつ迅速な事業の実施が求められるため、明渡請求が特別に規定されている。他方、入居者の居住の安定を確保するための様々な措置も設けている。



- ①仮住居の提供（法第39条）
- ②新たに整備される公営住宅への再入居の保障（法第40条1項）
- ③説明会の開催（法第41条）
- ④移転料の支払い（法第42条）
- ⑤家賃の激変緩和措置（法第43条1項）

<借地借家法との関係>

借地借家法第28条では「賃貸人からの建物の賃貸借の解約の申入れは、正当の事由があると認められる場合でなければできない」とされているところ、公営住宅建替事業の公共性等に鑑みれば、公営住宅法に基づく明渡請求に対して同条の適用はない。

公営住宅の家賃決定に係る 収入申告書の省略について

5

国土交通省 住宅局
住宅総合整備課
令和7年9月

重点7:マイナンバー制度等における情報連携
の活用によって申告書の提出等を不要とする
見直し(国土交通省)

公営住宅制度における入居者からの収入申告について

公営住宅制度

○公営住宅は、憲法第25条（生存権の保障）の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの。（ストック数：約212万戸（R 5年度末））

公営住宅の家賃決定 （公営住宅法第 16条）

○公営住宅の家賃については、①応能応益制度によること、②近傍同種の住宅の家賃以下であること、③入居者からの収入申告に基づくこと、④毎年度、家賃の額が決定されることの要件すべてが満たされる必要がある。

家賃の減額又は免除

—①応能応益制度の趣旨は、入居者間、入居者・非入居者間の公平を図る観点から、入居者の収入と住宅から受ける便益に応じた設定を行うことであるが、例外的に、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において事業主体が必要性を認めたときは、家賃の減額又は免除をすることができる規定されている。

申請主義の原則

—③入居者からの申告に基づくことは、公営住宅の家賃は市場家賃よりも低廉であり、その低廉性を実現するために公的な財政支出がなされていることから、公営住宅への入居者は公的給付を受けていることと同視できるため原則として、公的給付を受けようとする者が申告することが必要とされているからである。
なお、低廉な家賃の設置の必要性は入居者の収入によって判断されるものであるから、申請主義の原則は、入居時の意思表示に加えて、家賃の決定にも及ぶものと解される。

マイナンバー活用

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第55条）

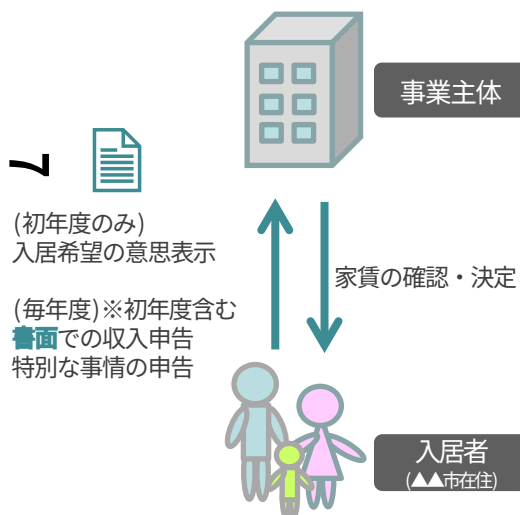
○公営住宅の家賃の決定に関する事務にあたり、番号法令上は、事業主体が本人の同意にかかわらず、地方税情報を照会することは可能だが、公営住宅制度の運用上、本人の同意を求めることとするかについては、要検討。

提案団体からの見解等を踏まえた検討イメージ

○現行の運用では、入居者に対して「毎年度の家賃決定において、書面での収入申告」を求めているところ、入居年度の次年度以降の家賃決定において、マイナンバーを活用し、書面による収入申告以外の方法が認められるかについて、以下の論点を踏まえながら検討。

現行の運用

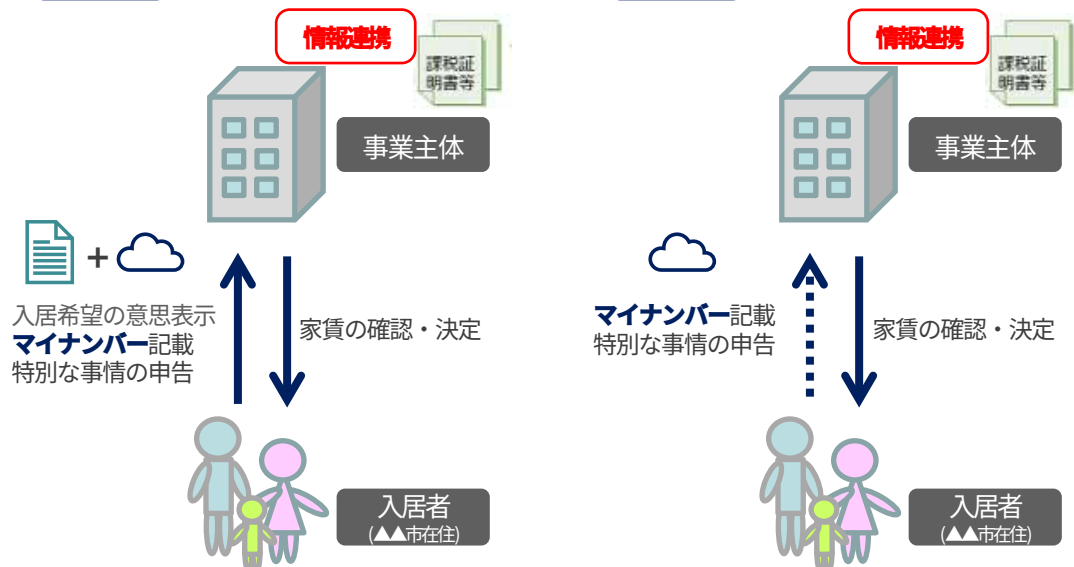
毎年度



検討中の案 ※現行の運用と併用

初年度

次年度～



検討すべき論点

- ・家賃の決定にマイナンバーを活用した際に、**申請主義の原則**が維持される運用が可能か
- ・法令に基づく所得金額の**控除**や必要な家賃**減免の機会**が担保されているか
- ・事業主体が**マイナンバーの活用**により所得金額など家賃決定を行うに当たって**必要な情報を網羅的に利用**できるか
- ・**公営住宅制度の運用**における、**マイナンバーの活用**に関する、**同意の要否** 等

<再掲>公営住宅制度の概要

公営住宅は、憲法第25条（生存権の保障）の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの。（ストック数：約212万戸（R5年度末））

【供給】

- 地方公共団体は、公営住宅を建設（又は民間住宅を買取り・借上げ）して管理
- 国の助成：整備費等：全体工事費の原則50%（建設、買取り）又は共用部分工事費・改良費の2/3の原則50%（借上げ）を助成
家賃低廉化：近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額の原則50%を助成

【整備基準】

- 省令で規定した基準を参酌し、制定した条例等に従って整備
 - ・床面積25㎡以上 ・省エネ、バリアフリー対応であること ・台所、水洗便所、洗面設備、浴室等の設備があること 等（参酌基準の規定）

【入居者資格】

∞

○入居収入基準

・月収25万9千円（収入分位50%）を上限として、政令で規定する基準（月収15万8千円（収入分位25%））を参酌し、条例で設定

・ただし、入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合については、月収25万9千円（収入分位50%）を上限として基準の設定が可能

○住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らか

【入居制度】

- 原則として、入居者を公募。
- 特に居住の安定の確保が必要な者について、地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うことが可能（優先入居）
- 収入超過者
3年以上入居し、入居収入基準を超える収入のある者
→明渡努力義務が発生
- 高額所得者
5年以上入居し、最近2年間月収31万3千円（収入分位60%）※を超える収入のある者
※条例で、収入分位50%まで引き下げることが可能
→地方公共団体が明渡しを請求することが可能

【家賃】

- 入居者の家賃負担能力と個々の住宅からの便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき、地方公共団体が決定
- 収入超過者の家賃は、収入超過度合いと収入超過者となってからの期間に応じ、遅くとも5年目の家賃から近傍同種家賃（市場家賃に近い家賃）が適用
- 高額所得者の家賃は、直ちに近傍同種家賃が適用

- 公営住宅の家賃決定に際しては、①低廉な家賃で居住するという公的給付の性格を有することから、収入申告について、給付を受ける者から行われるべきこと、②収入に応じた家賃を毎年度決定するために必要であることから毎年度入居者からの収入申告を求めている。
- なお、現行制度上においても、例えば、収入申告に係る書面の内容を簡素化すること等により、入居者の利便性向上や事業主体の事務負担軽減を図ることは可能。

毎年度の収入申告を求める趣旨

①公営住宅の公的給付的性格に照らして、収入申告は入居者から行われるべきこと

公営住宅の家賃は市場家賃よりも低廉であり、その低廉性を実現するために公的な財政支出がなされていることから、公営住宅への入居者は公的給付を受けていることと同視できる。したがって、原則として、公的給付を受けようとする者が申告することが必要。

②入居者の収入を踏まえ、毎年度、家賃を決定すること

公営住宅の家賃は、入居者間、入居者・非入居者間の公平を図る観点から、入居者の収入と住宅から受ける便益に応じた設定を行うこととなっている（応能応益家賃制度）。こうした観点から、収入と便益の毎年度の変化に応じた家賃の算定のために、毎年度、入居者の収入を把握することが必要。

収入申告の簡素化の例

①収入申告書面の内容の簡素化

- ・既存の収入申告書のうち収入金額を記入する欄について、具体的な金額ではなく、「所得証明書等に記載の所得金額のとおり」「収入なし」等の簡易的な選択肢とする。

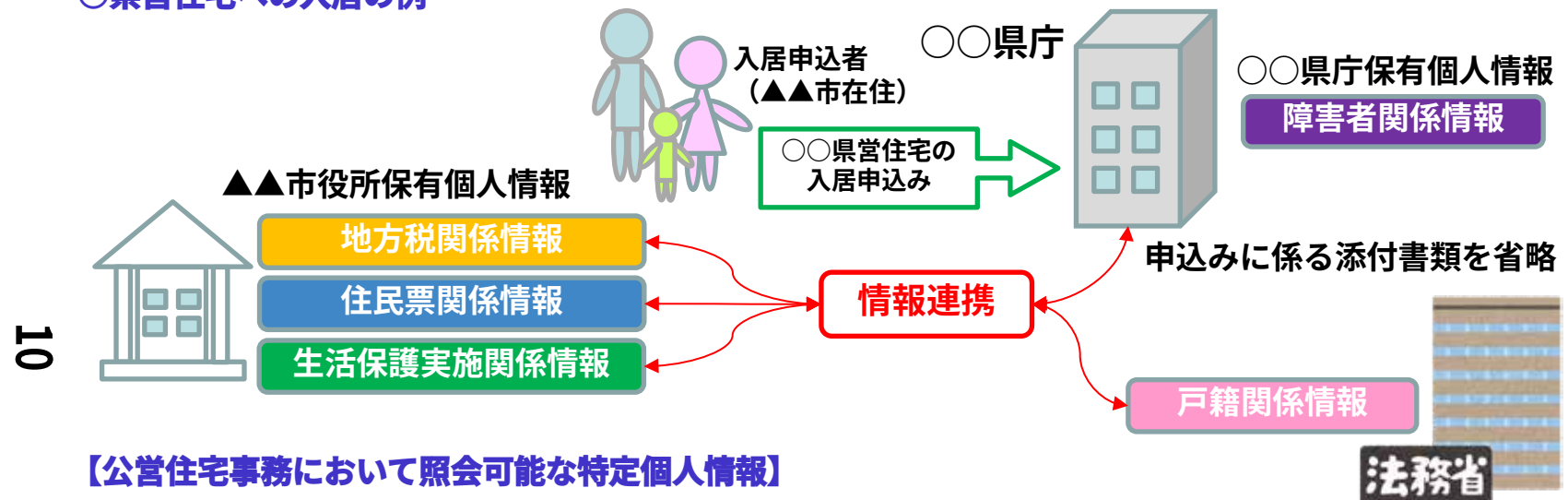
②収入把握・家賃算定でのマイナンバーの活用

- ・入居者からの収入申告を受け、入居者から提供を受けたマイナンバー等を活用することにより、事業主体が自ら家賃算定に必要な情報を取得

⇒こうした措置により、現行制度のもとでも、入居者の申告に伴う負担や事業主体の事務負担の軽減が可能。

- 情報提供ネットワークシステムを活用することで、他団体が保有する利用特定個人情報を照会することが可能
 - 申請等手続きに係る添付書類の省略が可能。
- ⇒マイナンバーを活用することで、家賃算定に必要な情報について、必要な限度で利用特定個人情報を照会することが可能

○県営住宅への入居の例



【公営住宅事務において照会可能な特定個人情報】

- 入居決定、家賃決定等の手続きにおいて以下の利用特定個人情報の照会が可能

地方税関係情報 【毎年の家賃決定時等】 収入確認用の所得証明書の添付が不要に	住民票関係情報 【入居審査時等】 住民票の添付が不要に	戸籍関係情報 【入居審査時等】 戸籍謄本の添付が不要に
障害者関係情報 【入居審査時等】 障害者手帳の提示が不要に		生活保護実施関係情報 【家賃減免審査時等】 生活保護受給証明書の添付が不要に

家賃

II

家賃算定基礎額

- 入居者の家賃負担能力（応能性）と、公営住宅の立地・規模等による便益（応益性）によって決定される「家賃」のこと。
- 家賃計算の構成要素はすべて、公営住宅法施行令において規定されており、「利便性係数」のみ、地方公共団体の裁量によって決定することができる。

： **入居者の収入区分に応じて定められる額**（令第2条第2項の表）

世帯収入（月額）	家賃算定基礎額
10.4万円以下	34,400円
10.4万円超 12.3万円以下	39,700円
12.3万円超 13.9万円以下	45,400円
13.9万円超 15.8万円以下	51,200円
15.8万円超 18.6万円以下	58,500円
18.6万円超 21.4万円以下	67,500円
21.4万円超 25.9万円以下	79,000円
25.9万円超	91,100円

： 市町村の立地の偏差に応じた値（令第2条第1項第1号、H8建設省告示第1783号）
※0.7～1.6で国土交通大臣が市町村ごとに定める値

立地係数

×

規模係数

： 住宅の専用部分の床面積に応じた値（令第2条第1項第2号）
※当該公営住宅の床面積の合計を65㎡で除した数値

×

経過年数係数

： 建設時からの経過年数に応じた値（令第2条第1項第3号、H8建設省告示第1783号）
※既成市街地等（首都圏整備法に定める既成市街地及び近畿整備法に定める既成都市区域を含む市町村）
木造以外： $1 - 0.0010 \times \text{経過年数}$ 木造： $1 - 0.0051 \times \text{経過年数}$
※既成市街地等以外
木造以外： $1 - 0.0039 \times \text{経過年数}$ 木造： $1 - 0.0087 \times \text{経過年数}$

×

利便性係数

： 住宅の利便性（交通条件、公営住宅の設備等）に応じて地方公共団体が定める値（令第2条第1項第4号）
※0.5～1.3で地方公共団体が定める値（1.6を立地係数で除した数値の方が低い場合はその数値）

II

<再掲>所得（収入）計算について

所得計算に含める収入

- **給与所得**（会社員、日雇い、パート、アルバイト等による収入）
- **事業等所得**（自営業、保険外交員、農業・漁業等による収入等）
- **年金所得**（国民年金、厚生年金、恩給等による収入）

【所得計算に含めない収入】

- ・遺族年金、障害年金、失業給付金、仕送り、労災保険の各種給付金、生活保護の扶助費、支援給付金等の非課税所得
- ・退職一時金等の一時的な所得

※退職、事業の廃止などにより無収入になった場合は、所得は“ゼロ”で計算

二 所得の計算

$$\left[\text{世帯の年間所得額} - \text{世帯の控除額の合計} \right] \div 12 \text{ ヶ月} = \text{収入月額}$$

※この額に応じ
家賃額も変動

【所得控除】

- 給与所得 : 給与所得控除後の所得
- 事業等所得 : 必要経費等控除後の所得
- 年金所得 : 年金所得控除後の所得

※複数の所得がある場合は、各所得毎の控除後の額を合計して世帯の年間所得額を算出

【各種控除額（一人につき）】

- ① 所得調整控除・・・＜10万円＞
- ② 同居親族等・・・＜38万円＞
- ③ 老人扶養親族等・・・＜10万円＞
- ④ 特定扶養親族・・・＜25万円＞
- ⑤ 障害者・・・＜27万円＞
- ⑥ 特別障害者・・・＜40万円＞
- ⑦ 寡婦・・・＜27万円＞
- ⑧ ひとり親・・・＜35万円＞

※「世帯の年間所得額」から①～⑧うち該当項目を控除

提案内容

○提案事項（令和3年地方分権改革に関する提案）

住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加

○措置の具体的内容

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。

対応結果

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号。「別表省令」という。）に、公営住宅の管理等に関する事務として、家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認の事務を追加した。

住民基本台帳法	別表省令	新たに規定された事務※ (項番号は令和7年7月3日現在の規定位置)		
		公営住宅	改良住宅	特定優良賃貸住宅
別表第一（第30条の9・国の機関等への本人確認情報の提供）	第1条	○233項 (公社への提供)	—	—
別表第二（第30条の10・通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	第2条	○63項	○64項	△65項
別表第三（第30条の11・通知都道府県以外の都道府県執行機関への本人確認情報の提供）	第3条	○73項	○74項	△75項
別表第四（第30条の12・通知都道府県以外の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	第4条	○62項	○63項	△64項
別表第五（第30条の15・都道府県知事による本人確認情報の利用）	第5条	○72項	○73項	△74項

※○:家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認の事務

△:家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認の事務

団体からの提案内容、第1次回答、再検討の視点

団体からの提案内容

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項ただし書における補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。

第1次回答

- 教育長もその一員である、合議制の執行機関たる教育委員会は、その構成員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避け、教育行政の安定性、中立性を確保するために、教育長と委員の毎年一部が改任する仕組みとされている。
- この仕組みを維持する趣旨から、教育長や委員が任期中に欠けた場合に補欠として任命される者の任期は、前任者の残任期間としているところであり、ご提案については、他の行政委員会の規定も踏まえ、慎重な検討を要する。

再検討の視点

- 教育長と委員は異なる職であり、教育長の任期は3年とされているため、委員の任期である4年と異なる扱いとなっている。そのため、たとえ教育長の残任期間に関する規定がなくなった場合でも、教育行政の継続性・安定性を確保する観点で大きな影響はなく、教育長の残任規定に関して「教育行政の安定性、中立性を確保するため」との指摘は当たらないのではないか。
- 残任規定のある行政委員は、委員会活動の独立・自由の維持等を理由に、1年ごとに数名ずつ交代する委員（教育委員、人事委員など）と、公選制や候補者の推薦・公募が必須等の関係で、任期を揃えるほうがよい委員（農業委員、選挙管理委員など）の大きく二つに分けられる。残任規定は他の委員との関係で設けられていると考えられることから、教育長については当てはまらないのではないか。

重点22: 前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し(文部科学省)

第2次回答

- 教育長もその一員である、合議制の執行機関たる教育委員会は、その構成員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避け、教育行政の安定性、中立性を確保するために、教育長と委員の毎年一部が改任する仕組みとされている。
- この仕組みを維持する趣旨から、教育長や委員が任期中に欠けた場合に補欠として任命される者の任期は、前任者の残任期間としているところである。
- ご提案の通り、補欠の教育長の任期を3年間とした場合には、補欠の教育長が現行よりも長く在任することで、**その次の教育長を任命する時期が後ろ倒しになり、地方公共団体の長の任命権の制約となる恐れ**がある。

①

②
- また、**教育長の任期の始期が変わることにより一定の自治体（例：教育長の任期の始期が年度当初等である自治体）に不利益が生じる可能性があること等の課題があることや、同様の規定を持つ他の行政委員会の規定等も踏まえた法制上の課題があることから、慎重な検討を要する。**

③

第2次回答の趣旨①

① 補欠の教育長の任期を3年間とした場合には、補欠の教育長が現行よりも長く在任することで、**その次の教育長を任命する時期が後ろ倒しになり、地方公共団体の長の任命権の制約となる恐れ**がある

○ 例えば、前任の教育長が任期を6カ月だけ残して辞職し、補欠の教育長が任命された直後に首長が交代した場合、新たな首長が次の教育長を任命する時期は、それぞれの場合で以下になる。

【1】現行（補欠の教育長の任期は、前任者の残任期間）

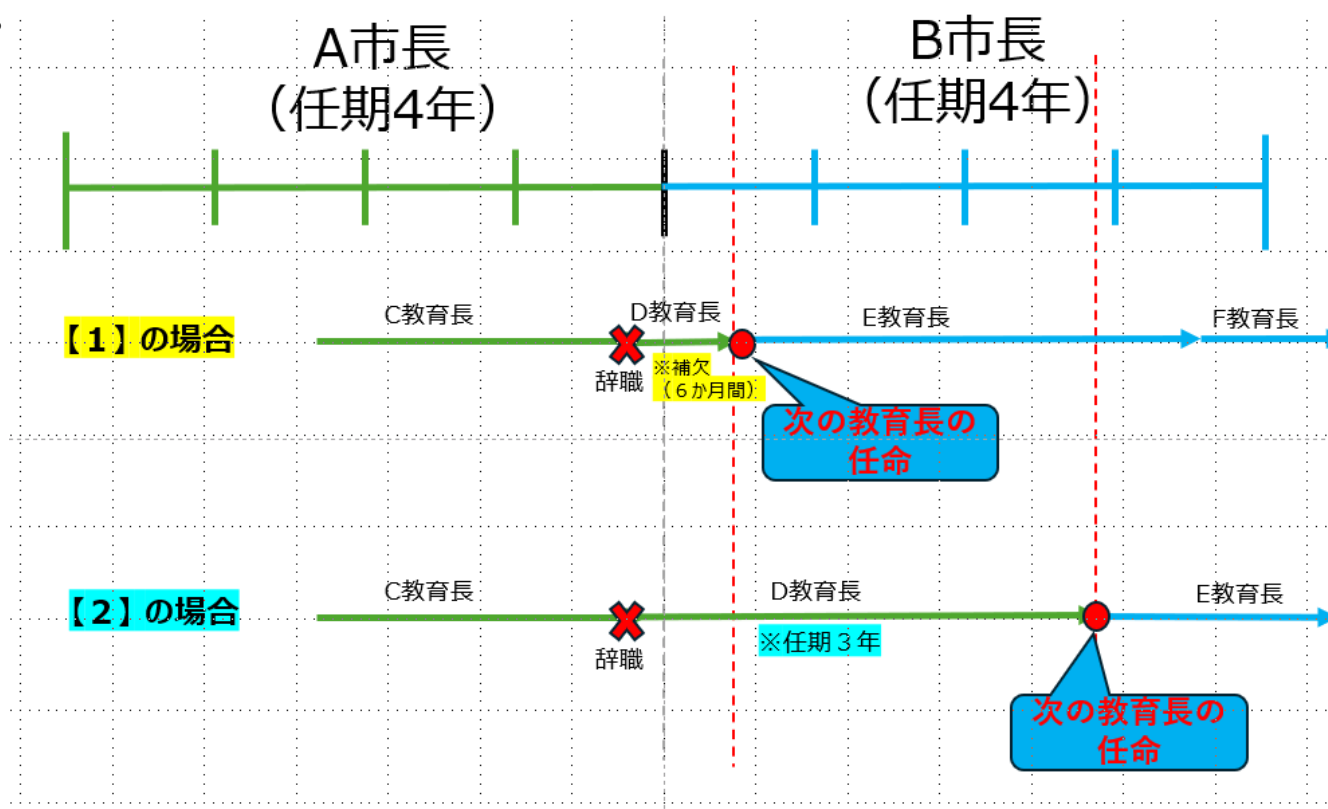
前任の教育長の辞職から6カ月後

【2】補欠の教育長の任期を3年とした場合

前任の教育長の辞職から3年後

○ このように、首長による教育長の任命の時期が現行よりも遅れることで、本来行使できるはずだった任命権に影響が及ぶ可能性もある。

（イメージ図）



第2次回答の趣旨②・③

② 教育長の任期の始期が変わることにより一定の自治体（例：教育長の任期の始期が年度当初等である自治体）に不利益が生じる可能性がある

- 補欠の教育長の任期を、前任者の残任期間に関わらず3年とした場合、例えば教育長の任期の始期が4月1日である自治体において急遽教育長が欠けた際に、後任の教育長の任期の区切りが4月1日とは異なる時期に固定され、提案団体と同様の不利益を被る恐れがある。

（例）

【1】現行（補欠の教育長の任期は、前任者の残任期間）

	任期
前任の教育長	令和7年4月1日～令和10年3月31日予定 →令和7年7月29日に病気により辞職
次の教育長（補欠）	令和7年8月10日～令和10年3月31日 ※3月31日の任期満了を維持
その次の教育長	令和10年4月1日～令和13年3月31日 ※4月1日の任期開始を維持

※合議制の行政委員会全体として任期が変動しない。

【2】補欠の教育長の任期を3年とした場合

	任期
前任の教育長	令和7年4月1日～令和10年3月31日予定 →令和7年7月29日に病気により辞職
次の教育長（補欠）	令和7年8月10日～ 令和10年8月9日
その次の教育長	令和10年8月10日 ～令和13年8月9日 ※以後任期の開始時期が変わってしまう

※行政の人事異動の時期と合わなくなる可能性がある。

③ 同様の規定を持つ他の行政委員会の規定等も踏まえた法制上の課題がある

- 他の合議制の行政委員会における規定では、行政委員会全体として計画的・安定的に運営をする観点から、例外なく補欠委員の任期は前任者の残任期間とされており、補欠委員の任期を特定年数で固定する、又は固定の任期と前任者の残任期間を選択可能にするような前例はない。

他の合議制の行政委員会の補欠委員について

	補欠委員の任期	規定
選挙管理委員会	前任者の残任期間	地方自治法（昭和22年法律第67号） 第百八十三条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。 ② 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ③・④ 略
人事委員会／公平委員会	前任者の残任期間	地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第九条の二 1～9 略 10 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 11・12 略
公安委員会	前任者の残任期間	警察法（昭和29年法律第162号） 第四十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。 2 略
労働委員会	前任者の残任期間	労働組合法（昭和24年法律第174号） 第十九条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 略
収用委員会	前任者の残任期間	土地収用法（昭和26年法律第219号） 第五十三条 委員及び予備委員の任期は、三年とする。 2 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。 3 前項の規定による委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 略
海区漁業調整委員会	前任者の残任期間	漁業法（昭和24年法律第267号） 第百四十三条 委員の任期は、四年とする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 略
内水面漁場管理委員会	前任者の残任期間	漁業法（昭和24年法律第267号） 第百七十三条 第百三十七条第二項から第六項まで、第百三十八条第四項、第百四十条から第百四十六条まで、第百五十七条、第百五十九条及び第百六十条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。（略）
農業委員会	前任者の残任期間	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） 第十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2・3 略
固定資産評価審査委員会	前任者の残任期間	地方税法（昭和25年法律第226号） 第四百二十三条 1～5 略 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7～9 略

参考資料
(第一次ヒアリング資料より)

教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定。
- 教育委員会は、**常勤の教育長 1 人と非常勤の教育委員 4 人の原則 5 人で構成。任期は教育長は 3 年、教育委員は 4 年でそれぞれ再任可。**
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）。地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命。

制度の趣旨

A 政治的中立性の確保

教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

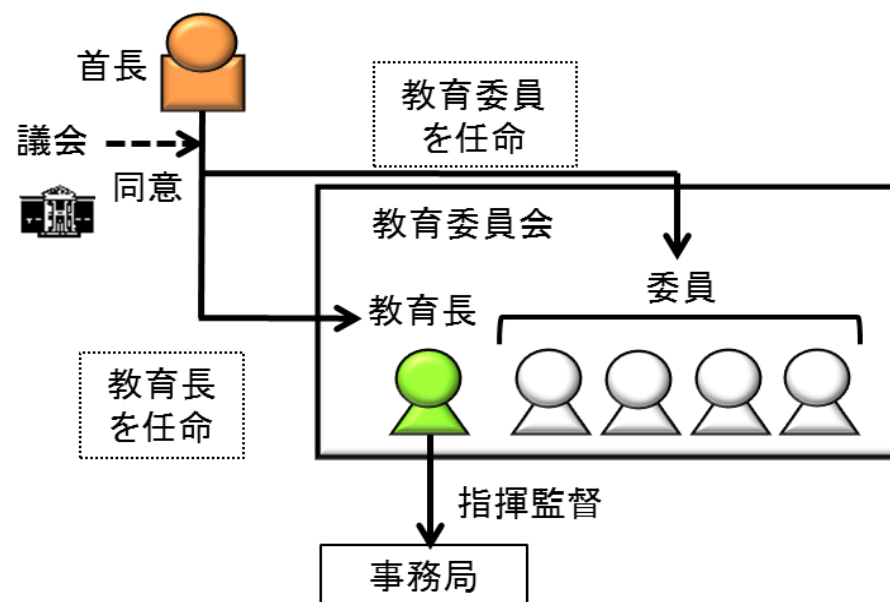
B 継続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

C 地域住民の意向の反映

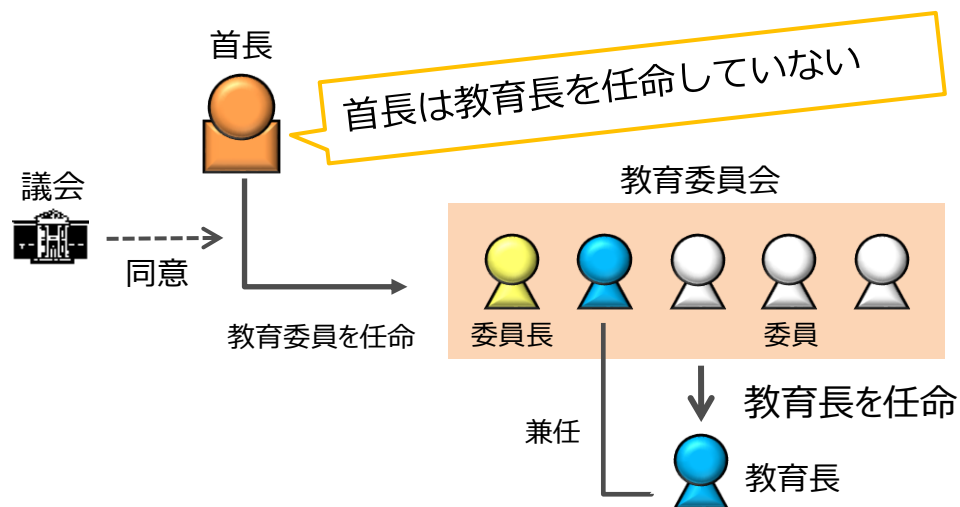
教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

(イメージ図)



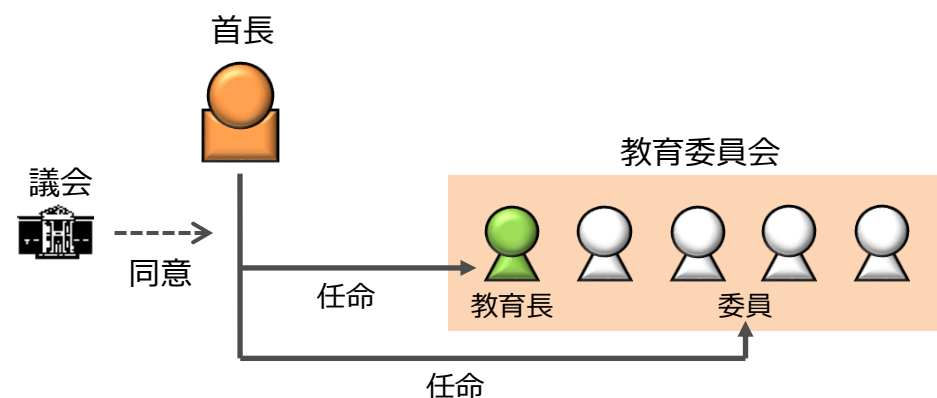
平成26年の教育委員会制度改革について

21



委員長
(非常勤)  教育委員会の代表者、
会議の主宰者

教育長
(常勤)  具体的な事務執行の責任者、
事務局の指揮監督者



新「教育長」(常勤) 教育委員長と教育長を一本化

-  * 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表
(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事
務局の指揮監督者)
- * 任期3年

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）附則

（最初に任命される委員の任期）

第八条 教育委員会の設置関係規定の施行後最初に任命される新委員（略）の任期は、新法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人是一年とし、その定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各新委員の任期は、地方公共団体の長が定める。

⇒ 委員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避けるとともに、委員の任命を通じて教育行政の安定性、中立性が脅かされることを防ごうとする趣旨

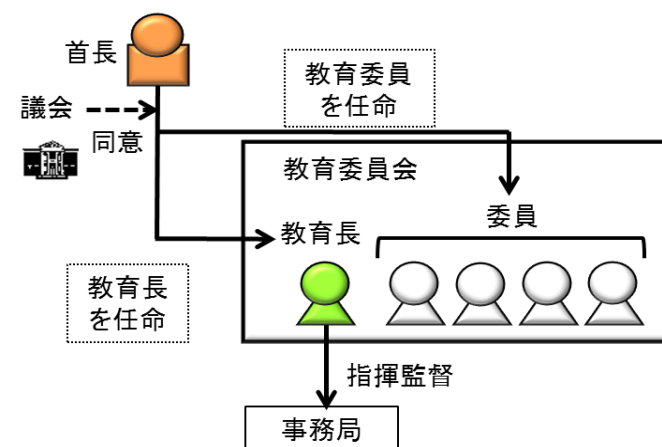
⇒ 平成26年改正以後も毎年一部改任の原則とその趣旨は維持されている

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則

（新たに任命される委員の任期の特例）

第四条 施行日から四年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、一年以上四年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。

（イメージ図）



地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（任命）

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 略

（任期）

2 第五条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（罷免）

第七条 地方公共団体の長は、教育長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他教育長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、その教育長又は委員を罷免することができる。

2 地方公共団体の長は、教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）の者が既に所属している政党に新たに所属するに至つた教育長又は委員があるときは、その教育長又は委員を直ちに罷免するものとする。

3 地方公共団体の長は、教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に所属する教育長及び委員の数が委員の定数に一を加えた数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）になるように、当該地方公共団体の議会の同意を得て、教育長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた教育長又は委員を罷免することはできない。

4 教育長及び委員は、前三項の場合を除き、その意に反して罷免されないことがない。

参考（教育長に関連する条文）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（解職請求）

第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（略）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、教育長又は委員の解職を請求することができる。

2 略

（失職）

第九条 教育長及び委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。

一 第四条第三項各号のいずれかに該当するに至った場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなった場合

2 略

（辞職）

24 第十条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

（服務等）

第十一条 略

2・3 略

4 教育長は、常勤とする。

5～7 略

8 教育長は、その職務の遂行に当たっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

第十二条 略

2 委員は、非常勤とする。

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。